

平成 28 年 度

消費者行政の概要

成田市経済部商工課

目 次

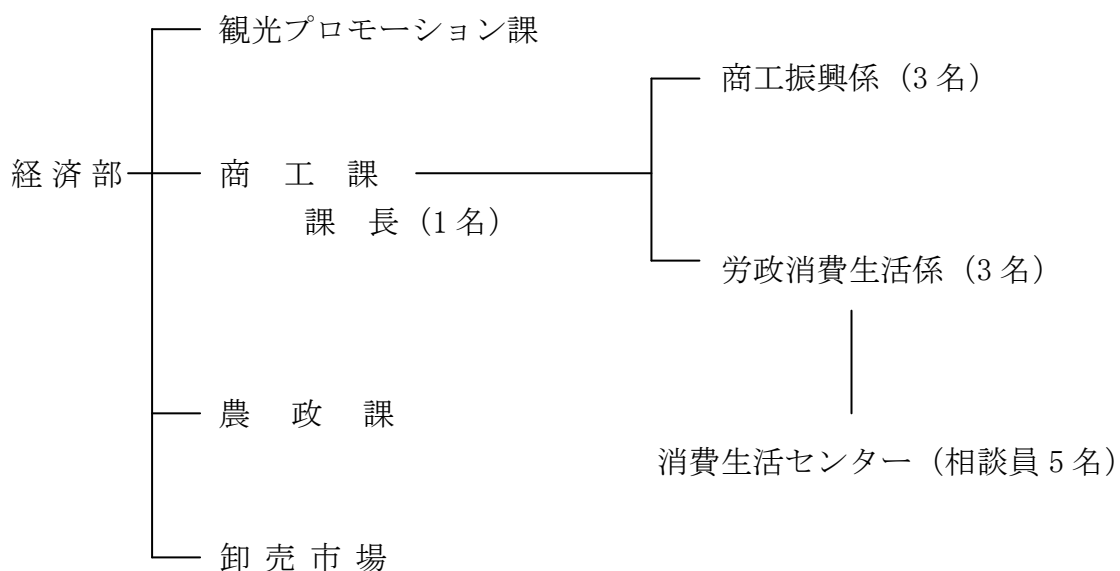
1. 組織及び事務分掌	1
1) 機構図	1
2) 事務分掌	1
2. 決算	2
3. 消費生活センター	3～10
1) 概要	3
2) 消費生活相談事業	3～8
3) 啓発事業	9～10
4. 消費生活モニター	11～13
1) モニター制度	11
2) 平成28年度消費生活モニター活動状況	11～13
3) 平成28年度消費生活モニター名簿	13
5. 消費生活啓発事業	14～19
1) 消費生活展	14～16
2) 出前講座	17
3) 親子で学ぶ消費者講座	17
4) 消費者講座(一般向け)	17～19
6. 計量適正化推進事業	20～21
特定計量器定期検査(平成26年度実績)	20～21
7. 製品安全4法等による立入検査	22

参考資料

- ・季刊誌「消費生活」No.117～No.120
- ・広報なりた「消費生活相談Q&A」平成28年4月1日号～平成29年3月1日号
- ・成田市消費生活モニター設置規則
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- ・成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

1. 組織及び事務分掌

1) 機構図



(平成 29 年 3 月 31 日現在)

2) 事務分掌（消費生活関係）

- ・ 消費生活センターに関すること
- ・ 消費生活モニターに関すること
- ・ 消費者教育及び啓発に関すること
- ・ 計量器検査に関すること
- ・ 製品安全 4 法等に基づく立ち入り検査に関すること
- ・ その他消費生活に関すること

2. 決算

消費生活

歳出

(単位：千円)

節	消費者行政推進費			説 明
	27 年度	28 年度	比較	
報 酬	7, 222	6, 605	△617	消費生活相談員 消費生活モニター
報 償 費	222	192	△30	講師謝礼
旅 費	214	181	△33	一般旅費
需 用 費	941	993	52	消耗品費 印刷製本費
役 務 費	4	17	13	通信運搬費 手数料，保険料
委 託 料	1, 155	1, 174	19	バス運行委託料 消費生活展会場設営委託料
使用料及び 賃借料	15	14	△1	有料道路通行料
負担金補助 及び交付金	261	220	△41	消費生活相談研修負担金 県消費生活センター連絡協議会負担金 成田市消費者友の会補助金
計	10, 034	9, 396	△638	

3. 消費生活センター

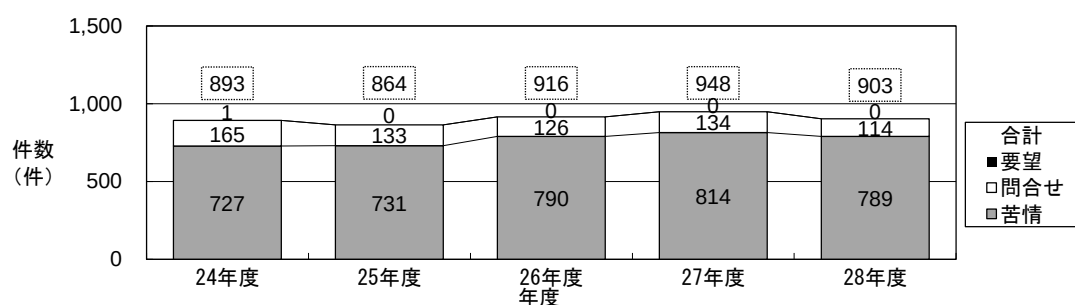
消費生活センターは、消費者を取り巻く環境が、社会の国際化、情報化、サービス化、高齢化などの影響を受け、大きく変化するなか、消費者トラブルはますます多様化、複雑化してきています。そこでこのような消費者被害を未然に防止するため、5名の消費生活相談員が情報提供やあっせん等により、消費生活相談の解決を図るとともに、各種啓発事業の推進、情報の提供を行い、市民の消費生活の安定と向上に寄与するものです。

1) 概要

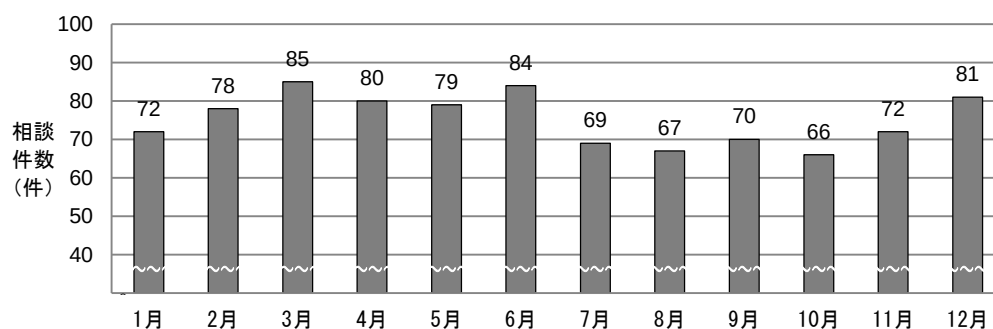
ア. 名 称	成田市消費生活センター
イ. 所 在	成田市花崎町 760 番地 成田市役所 2 階
ウ. 設置年月日	昭和 61 年 7 月 1 日
エ. 相談受付時間	月曜日～金曜日 午前 9 時 30 分～午後 4 時 30 分 (ただし、祝祭日・年末年始を除く)
オ. 配置人数	5 名
カ. 相談体制	原則毎日 3 名体制
キ. 相談員の資格	消費生活相談員
ク. 電話番号等	TEL 0476 (23) 1161 FAX 0476 (22) 4404

2) 消費生活相談事業

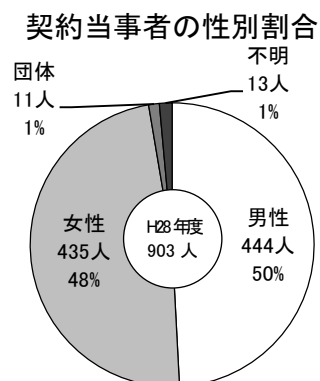
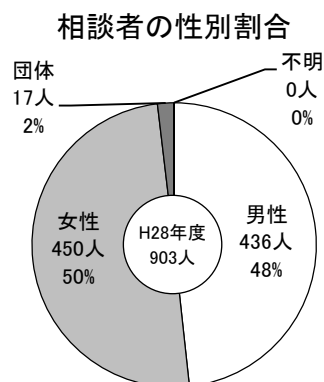
ア. 年度別相談受付件数推移



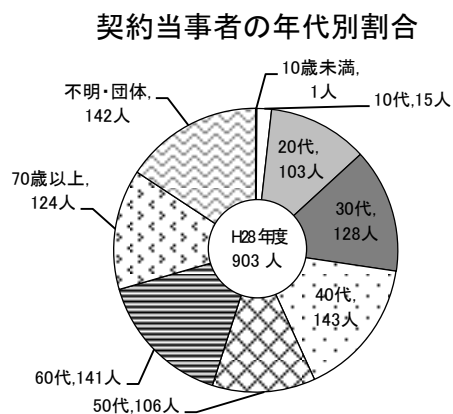
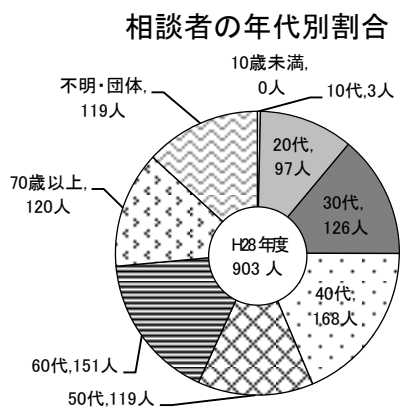
イ. 平成 28 年度月別相談件数



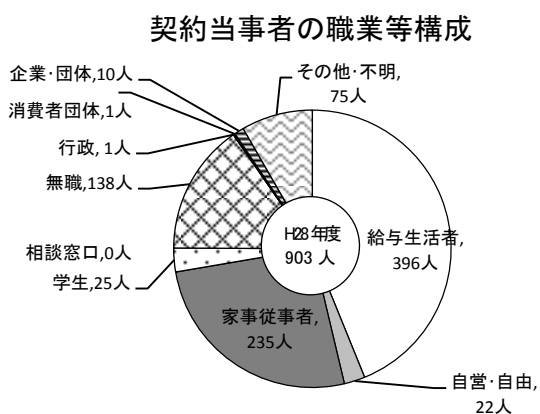
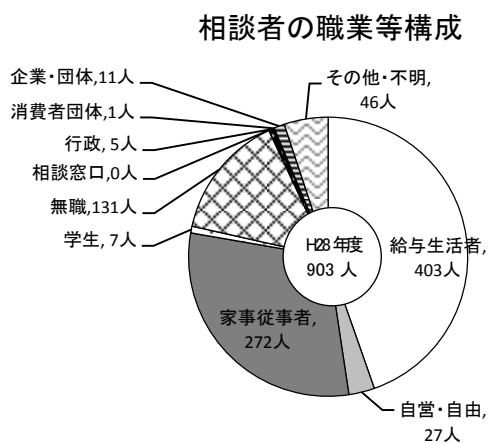
ウ．平成 28 年度相談者・契約者の属性
【性別割合】



【年代別割合】



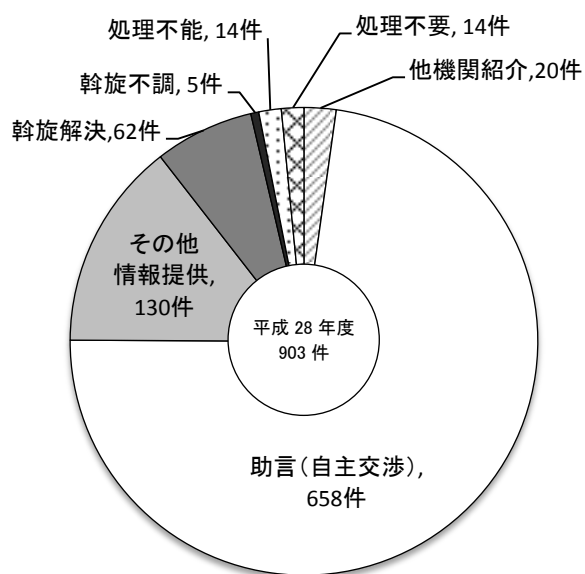
【職業等構成】



エ. 平成 28 年度年代別・性別・相談区分別相談人数（人）

年代	性別	苦 情		問 合		要 望		計	
		相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者	相談者	当事者
10 歳未満	男	0	1	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
10 代	男	1	6	0	0	0	0	1	6
	女	2	9	0	0	0	0	2	9
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
20 代	男	51	51	1	2	0	0	52	53
	女	41	45	4	5	0	0	45	50
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
30 代	男	49	52	4	5	0	0	53	57
	女	72	69	1	2	0	0	73	71
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
40 代	男	61	53	5	4	0	0	66	57
	女	86	72	16	14	0	0	102	86
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
50 代	男	64	55	5	4	0	0	69	59
	女	41	39	9	7	0	0	50	46
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
60 代	男	72	74	7	6	0	0	79	80
	女	63	54	9	7	0	0	72	61
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0
70 歳以上	男	53	53	13	13	0	0	66	66
	女	48	51	6	6	0	0	54	57
	不明	0	1	0	0	0	0	0	1
不明	男	38	49	12	16	0	0	50	65
	女	40	44	12	11	0	0	52	55
	不明	0	7	0	4	0	0	0	11
団 体		7	3	10	8	0	0	17	11
合 計		789	785	114	111	0	0	903	903

才．処理結果別相談件数



※他機関紹介：消費生活センターでは一切の処理をせず、他機関を紹介したもの。

助言(自主交渉)：自主解決の方法をアドバイスしたもの。

その他情報提供：斡旋以外の処理で、助言に該当しないもの。

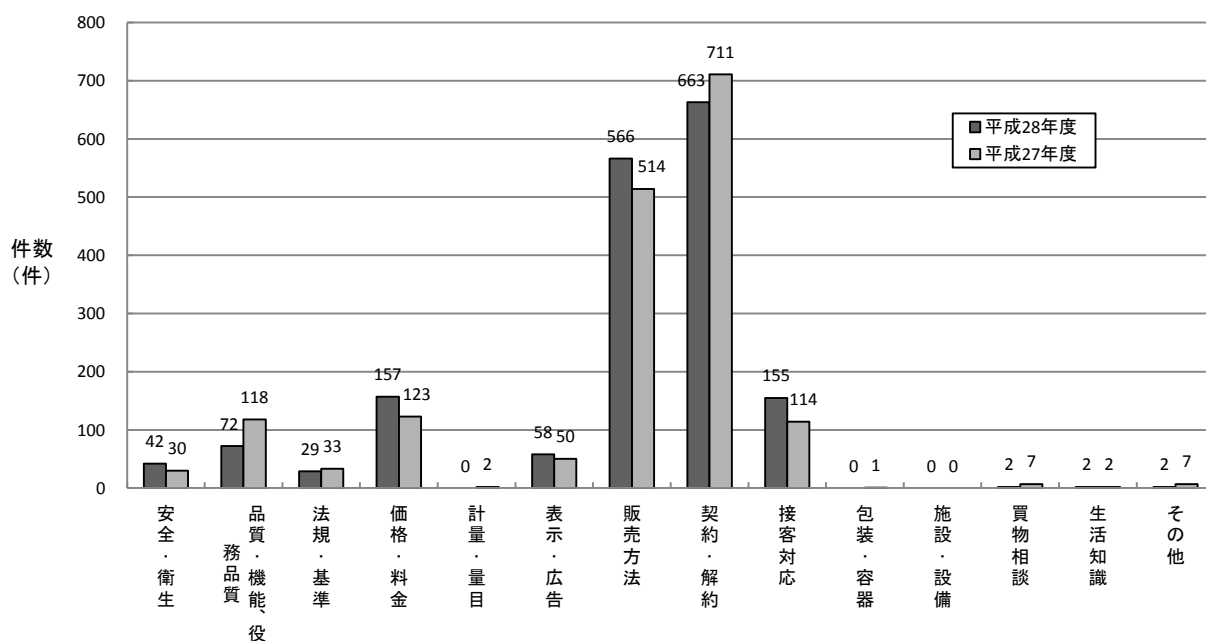
斡旋解決：斡旋の結果、解決がみられたもの。

斡旋不調：斡旋の結果、解決がみられなかったもの。

処理不能：物理的理由で処理できなかったもの（例：相談者と連絡が取れなくなった、相手事業者が倒産し連絡が取れなくなった 等）。

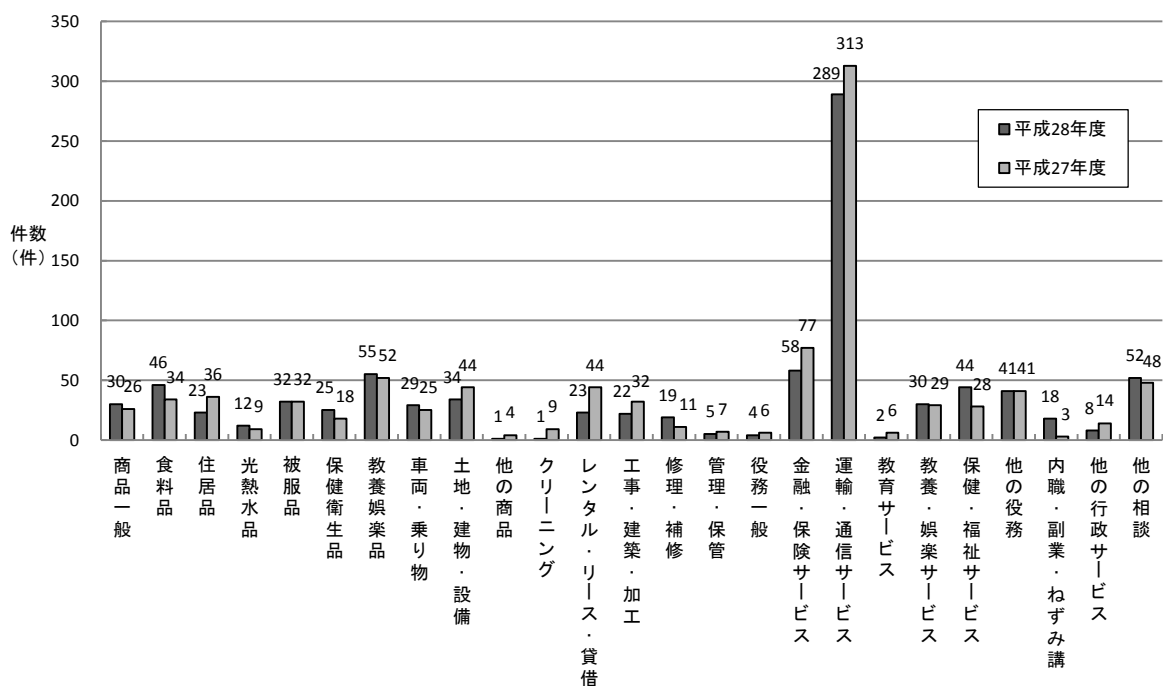
処理不要：相談者が消費生活センターに情報を提供しただけの場合や、相談を取り下げた場合など。

カ．相談内容別件数推移



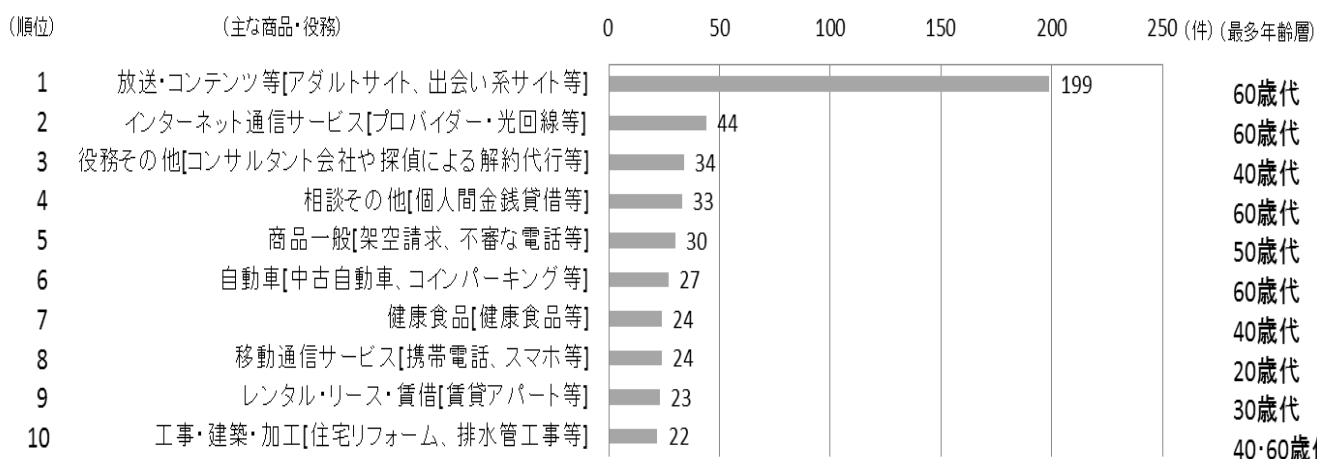
＊ 相談内容別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

キ．商品・役務分類別件数推移



＊ 商品・役務分類別件数は、重複したものすべてを集計したものです。

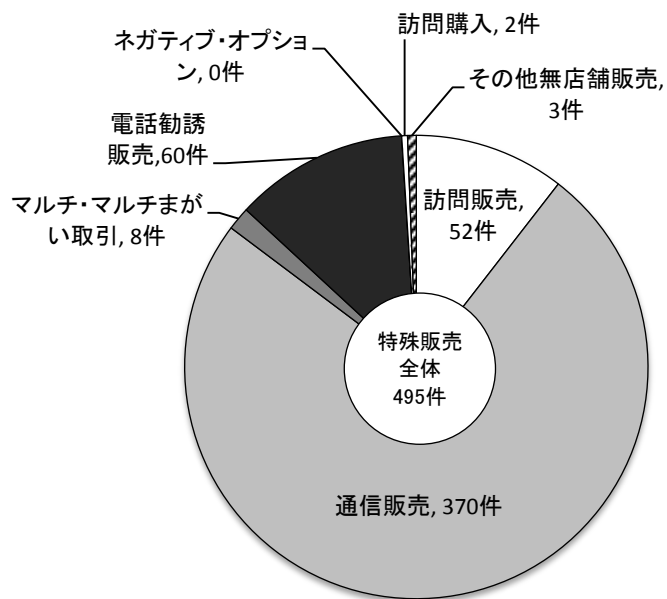
ク．商品・役務別相談の主な内容キーワード（上位 10 位）



ケ．特殊販売に係る販売購入形態別件数

店舗購入を除く販売購入形態（特殊販売）別の相談件数は 495 件で、全相談件数の 54.8% を占めた。

特殊販売に係る販売購入形態別件数



※訪問販売：営業所等以外の場所で申込や契約するもの

通信販売：電話やインターネットなどの通信手段によって契約するもの

マルチ・マルチまがい取引：連鎖販売取引とマルチまがい取引

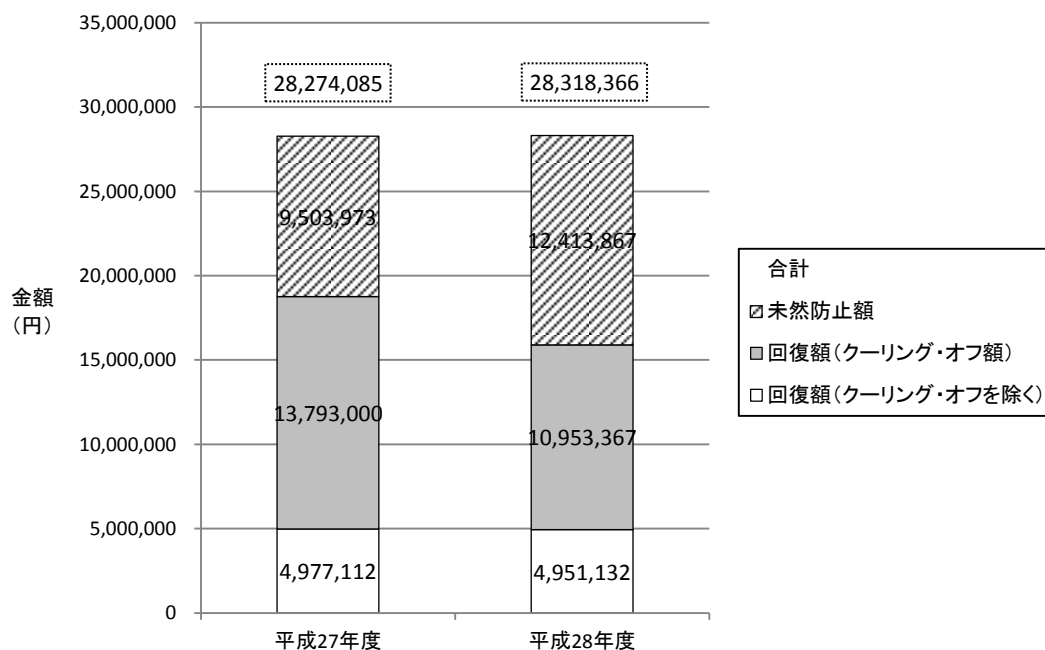
電話勧誘販売：電話における勧誘により郵便等で契約をするもの

ネガティブ・オプション：申し込んでいない商品を業者が送付するもの

訪問購入：消費者の自宅などで売買契約をし、業者が物品等を購入するもの

その他無店舗販売：露店や屋台など、店舗以外で契約するもの

コ．内容別救済金額推移



※回復額とは

消費生活センターに相談することで、支払い済みの金額の全部又は一部がクーリング・オフや斡旋交渉によって返金または免除等された金額

※未然防止額とは

契約・申込をする前に消費生活センターに相談することで、支払わずに済んだ金額

3) 啓発事業

消費者が自らの意識の向上を図り、健全で安定した豊かな生活を営めるよう、各種啓発事業を行っています。

ア. 情報紙の編集・発行	季刊紙「消費生活」年4回	4,300部/回
イ. 啓発資料の発行・配布	くらしの豆知識	1,700部
	「クイズに挑戦してめざせ！ネットの達人」 (小学生向け啓発用小冊子)	300部
	「若者のための消費生活安全安心ガイド」 (若者向け啓発用小冊子)	500部
	「一人で悩まず、消費生活センターに 相談してください！」 (一般向け啓発用小冊子)	500部
	「悪質セールスお断りシールセット」 (一般向け啓発用シール)	800部
	成田市消費生活センター啓発マグネット	
	その他各種啓発資料	
ウ. 図書・DVDの貸出	暮らしに役立つさまざまな本やDVDの貸出をしています。	
エ. パネルの展示	消費生活センターにおいて、啓発パネル（悪質商法全般等）の展示をしています。	

オ．広報紙への掲載

「広報なりた」各月１日号において『消費生活Ｑ＆Ａ』というコーナーを設け、消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活に関する情報や消費者に必要な知識の提供をしています。

掲載年月日	タイトル（内容）
H28. 4. 1	電力の小売全面自由化スタート よく理解して契約を
5. 1	電気通信事業法が改正 契約解除制度の導入など
6. 1	メールマガシンの広告 甘い誘いに気を付けて
7. 1	通信販売のお試し価格にご注意
8. 1	電子マネーの番号を利用したサイト料金の請求にご注意
9. 1	テレビショッピング 注文前に契約条件の確認を
10. 1	安さで誘う脱毛エステにご注意を
11. 1	荷受代行や荷物転送のアルバイトにご注意を
12. 1	コインパーキングの利用条件にご注意を
H29. 1. 1	引っ越しサービストラブルにご注意
2. 1	電子マネー機能付き IC カードの紛失にご注意を
3. 1	賃貸アパート退去料の請求に気を付けて

4. 消費生活モニター

消費生活モニター制度は、消費生活の実態を調査し、市民の消費生活についての意見、要望等を正しく把握し、それを積極的に行政面に反映させることにより、市の消費者行政の効率的運営と向上を図るために設けています。

1) モニター制度

ア. 職 務 市などが行うアンケート調査に協力すること。
消費生活に関する意見、要望等を報告すること。
情報を提供すること。
各種研修会等に参加すること。

イ. 定 数 一般公募による者 12 人以内
市長の推薦による者 8 人以内

ウ. 委嘱期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

エ. 報 酬 一人あたり 月額 4,000 円

2) 平成 28 年度消費生活モニター活動状況

年 月 日	内 容	備 考
H28. 4. 15 (金)	委嘱状交付式 第 1 回モニター会議 ・消費生活モニター制度の概要説明等 ・消費生活センターと消費生活相談の概要 講師：成田市消費生活センター ・意見交換 (モニターとしてやってみたいこと)	中会議室
5. 25 (水)	消費者フォーラム in 千葉	千葉市文化センター
5. 26 (木)	第 2 回モニター会議 ・「契約とクーリング・オフについて」 講師：成田市消費生活センター ・意見交換 (モニターとしての取組みについて)	中会議室
6. 23 (木)	第 3 回モニター会議 ・意見交換 (食品表示について) 第 1 回消費者講座 ・「食品表示の上手な見方 ～期限表示ってなあに？～」 講師：公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会	赤坂ふれあいセンター

7. 29（金）	第 4 回モニター会議 ・「すすめようリサイクル運動」 講師：成田市環境部クリーン推進課 ・市内視察（成田富里いずみ清掃工場、 リサイクルプラザ）	第 2 応接室
8. 22（月）	第 5 回モニター会議 ・「マイナンバー制度について」 講師：成田市総務部行政管理課 ※台風の影響により午後は中止	中会議室
9. 20（火）	第 6 回モニター会議（視察研修） ・日本食研 千葉本社工場 ・ららぽーと TOKYO-BAY ・トヨタ L&F カスタマーズセンター東京	
10. 17（月）	第 7 回モニター会議 ・「成田市総合計画『NARITA みらいプラン』 について」 講師：成田市企画政策部企画政策課 ・「障がい者サービスのあれこれ」 講師：成田市福祉部障がい者福祉課	中会議室
11. 22（火）	第 8 回モニター会議 ・「悪質商法あれこれ～キャッシュレス時 代～」 講師：成田市消費生活センター ・消費生活展準備	第 2 応接室
12. 15（木）	第 9 回モニター会議 ・消費生活展準備 第 2 回消費者講座 ・「インターネットの落とし穴」 講師：一般社団法人 EC ネットワーク	中会議室
H29. 1. 10（火）	第 10 回モニター会議 ・消費生活展準備	中会議室
1. 21（土） ～22（日）	第 44 回成田市消費生活展 「みんなの強みを活かして暮らそう！ 安全・安心な社会」	ユアエルム成田店
2. 21（火）	第 11 回モニター会議 ・「サプリメントの賢い利用法」 講師：一般社団法人日本臨床栄養協会 ・意見交換（サプリメントについて）	第 2 応接室

3.22（水）	第12回モニター会議 ・意見交換（1年間を振り返って） 解嘱式	中会議室
---------	---------------------------------------	------

3）平成28年度消費生活モニター名簿

地区名	氏名	備考
成田地区	土屋 京子	
公津地区	桐原 容子	
	杉本 道子	なりた環境ネットワーク代表
	半澤 令子	
	雲雀 義雄	座長
豊住地区	大野 芳美	放置自動車廃物判定委員会委員
遠山地区	湯浅 忠恒	
ニュータウン地区	新井 和雄	
	石川 とみ子	書記
	小松 満紀子	
	篠田 敏道	
	藤野 眞里子	副座長
	布施 宏治	
	布施 正美	
大栄地区	鈴木 まさ江	

5. 消費生活啓発事業

消費者に必要な情報提供等を行い、消費者が自ら考え自主的に行動していく契機を与える場を設定し、主体性を持った消費者の確立を目的として消費生活展や「なりた知っ得出前講座」などの啓発事業を開催しています。

1) 消費生活展

第44回成田市消費生活展

- ・ テーマ 「みんなの強みを活かして暮らそう！安全・安心な社会」
- ・ 日 時 平成29年1月21日（土）～1月22日（日）
午前10時～午後4時
- ・ 会 場 ユアエルム成田店 1階センタープラザ
- ・ 主 催 成田市
- ・ 協 賛 (株)ユアエルム京成 / 東京ガス(株)佐倉支社 / (一社)千葉県LPガス協会
印旛支部成田地区会 / 生活協同組合コープみらい 成田地域センター /
(一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / NPO せっけんの街 / (一社)成田市観光協会 / なりた環境ネットワーク / エコ・成田 / 成田市資源回収協
同組合 / 成田市消費者友の会 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部

参加団体 成田市消費生活センター / 生活協同組合 コープみらい / 成田市市民生活部交通防犯課 / NPO せっけんの街 / (公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 / 成田市消防本部予防課 / 成田市消費者友の会 / (一財)関東電気保安協会 千葉事業本部 / 東京ガス(株)佐倉支社 / なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 / 成田市環境部クリーン推進課 / (一社)千葉県LPガス協会 印旛支部成田地区会 / エコ・成田 / (一社)成田市観光協会 / 成田市都市部公園緑地課 / 成田市資源回収協同組合

来場者数 2,000人

回	年度	テーマ	期 間	会 場
40	24	今こそ活かそう！みんなの知恵 ～くらしの中にちょっとした工夫を～	H25. 2. 23～24	ユアエルム 成田店
41	25	正しい知識を深めよう ～賢い消費者をめざして～	H26. 2. 22～23	ユアエルム 成田店
42	26	広げよう 消費者の輪 ～安全で安心なくらしのために～	H27. 2. 21～22	ユアエルム 成田店
43	27	主役はあなた！～目指せ、暮らしのリーダー～	H28. 2. 20～21	ユアエルム 成田店
44	28	みんなの強みを活かして暮らそう！ 安全・安心な社会	H29. 1. 21～22	ユアエルム 成田店

《イベント》

★うなりくん風船のプレゼント（常時）

消費生活センターブースにてうなりくんのイラスト入り風船をプレゼント



★スタンプラリー（常時）

各ブースでクイズに答えてスタンプをもらおう！もらったスタンプの数に応じて素敵な景品をプレゼントします。

＜商品例＞

ほっこりアニマルレジ袋ストッカー、アニマルペ、ころっと！キュートなボールペン、ペットボトルカバー、うなりくんミニメモ帳、うなりくん鈴ストラップ 等

※注意 花苗の受け取り時間指定について

花苗については、景品をお渡しする時間によって受け取り時間が指定されています。引き換え券に指定された時間をご確認の上、受け取り忘れのございませんようご注意ください。



★うなりくん登場 うなりくんと一緒に写真を撮ろう！！

21日（土）・22日（日）ともに
11：00～／13：30～／15：00～

（各回約30分間）

※ 内容は変更になる場合があります



第44回 成田市消費生活展



1月21日（土）・22日（日）

10：00～16：00

ユアエルム成田店1階センターフラザ



みんなの強みを
活かして暮らそう！
安全・安心な社会



※会場へは、なるべく公共交通機関にて
お越しください。

お問い合わせ先
成田市役所経済部商工課
電話 0476(20)1622

～ 出 展 紹 介 ～

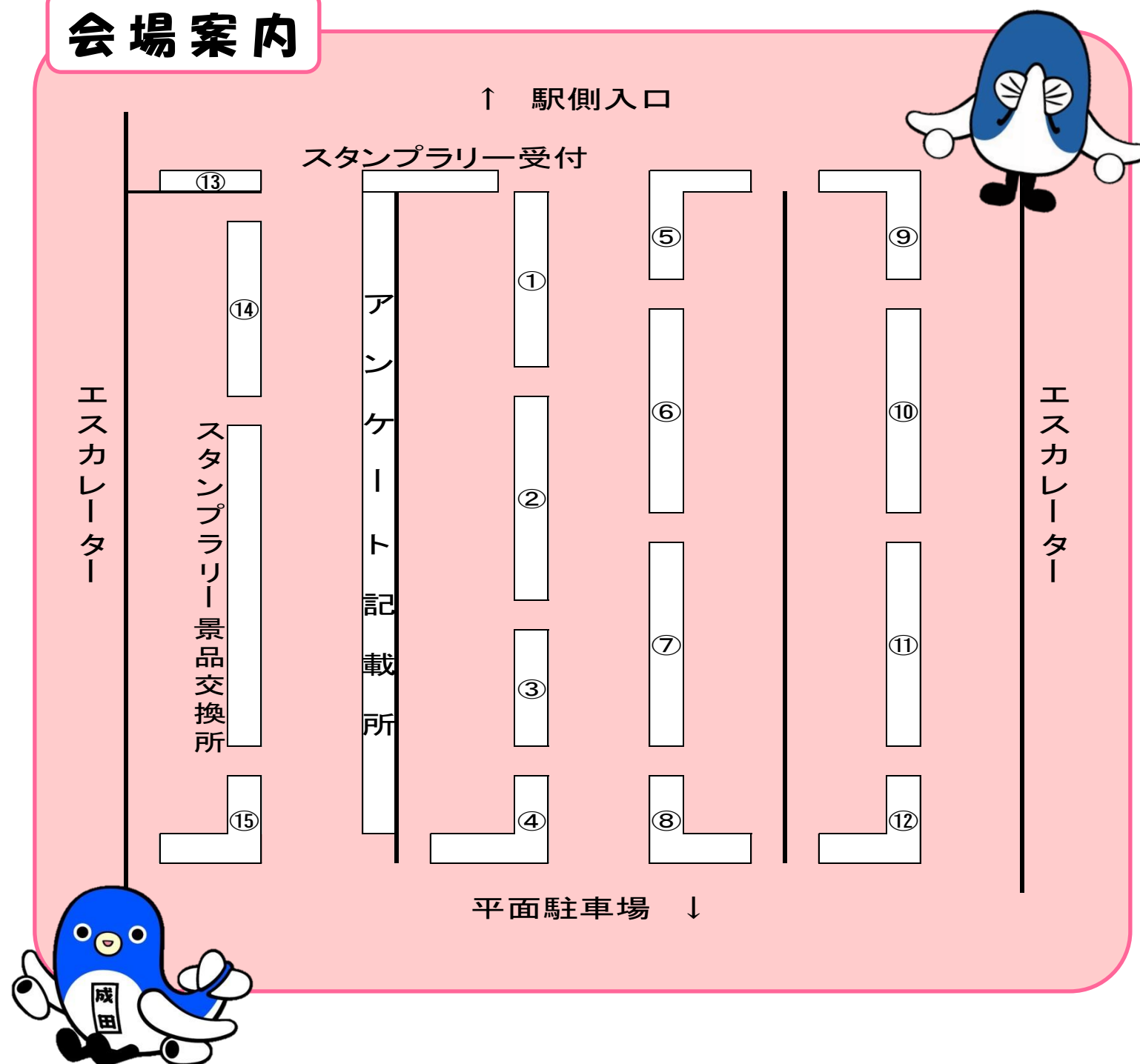
＜スタンプラリー実施団体＞

会場図	団体名およびテーマ	内 容
①	成田市消費生活センター ＜暮らしの身近な窓口＞	- 消費生活センターのPR - 啓発用小冊子・センターPR用マグネットの配布 - うなりくん風船の配布
②	【土曜日】 生活協同組合コープみらい ＜エコについて考えよう＞ 【日曜日】 成田市市民生活部交通防犯課 ＜みんなでつくろう安全・安心なまち＞	【土曜日】 ・リサイクル関係のパネル展示 【日曜日】 ・空き巣や乗り物盗など身近な犯罪や電話 de 詐欺などの被害に遭わないための啓発
③	NPOせっけんの街 ＜せっけん生活をしましょう＞	- 廃油から作った石けんの配布 - パネルの展示、チラシの配布
④	(公社)千葉県建築士事務所協会成田支部 ＜工事契約の注意点＞	- 注意喚起のパフレット配布 - 相談の対応
⑤	成田市消防本部予防課 ＜住宅防火の推進＞	- 住宅用火災警報器の普及啓発 - 消火器等の使用促進 - 住宅防火機器及び防災品等の紹介
⑥	成田市消費者友の会 ＜小さなことですが楽しんで！ ひとくふうして生活してみませんか＞	・手作りエコ作品の展示、配布
⑦	(一財)関東電気保安協会 ＜電気の安全と省エネルギー＞	- 漏電模擬盤・短絡（ショート）実験盤の展示 - 子供用DVDの放映
⑧	東京ガス(株) 佐倉支社 ＜ガスで始めよう、快適でやさしい暮らし＞	- マイコンメーター・保安パネル展示による操作説明 - エネファーム・パネル展示による環境性アピール - si センサー付コンロ・ファンヒーターの展示
⑨	なりた環境ネットワーク・成田市環境部環境計画課 ＜身近なエコを実践しよう＞	- 環境啓発に関する呼びかけ、物資等の配布 - 募金の実施
⑩	成田市環境部クリーン推進課 ＜ごみ減量とリサイクル＞	・ごみ減量や分別区分等についてのPR
⑪	(一社)千葉県LPガス協会印旛支部成田地区会 ＜災害に強い味方LP ガス＞	- パネル・ポスターの展示 - パンフレット等の配布
⑫	エコ・成田 ＜地球温暖化防止と省エネ＞	- 地球温暖化の影響に関するパネル展示 - 手回し発電機と電球（白熱・LED）負荷・バイオディーゼルの紹介 - 省エネアドバイス

＜スタンプラリー未実施団体＞

会場図	団体名およびテーマ	内 容
⑬	(一社)成田市観光協会 ＜成田の観光PR＞	・観光ポスターの掲示、パンフレットの設置
⑭	成田市都市部公園緑地課 ＜緑化推進＞	- 花苗（プリメラ・ポリアンサ）の配布 - 苗木（桜）の配布
⑮	成田市資源回収協同組合 ＜みんなで広げよう リサイクルの輪＞	- 再生紙で作ったトイレットペーパーの配布 - リサイクルに関するパンフレットの配布

会場案内



２）出前講座

日 時	場 所	受 講 団 体	講 師	参加人数
H28. 9. 21（水） 10：00～12：00	生涯大学校	生涯大学院（1年1組）	消費生活センター 消費生活相談員	35
H28. 9. 27（火） 10：00～12：00	生涯大学校	生涯大学院（1年2組）	消費生活センター 消費生活相談員	33
H28. 11. 12（土） 14：30～16：00	中央公民館	手話サークルこぼとの会	消費生活センター 消費生活相談員	17

３）親子で学ぶ消費者講座

日 時	テーマ	行 き 先	参加人数
H28. 7. 26（火） 8：30～16：00	自然のエネルギーや防災 について学ぼう	リスーピア（パナソニックセンター東京） そなエリア東京（東京臨海広域防災公園）	22

４）消費者講座（一般向け）

日 時	場 所	テーマ	講 師	参加人数
H28. 6. 23（木） 13：30～15：30	赤坂ふれあい センター 大会議室	食品表示の上手な見方～ 期限表示ってなあに？～	（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 斉藤 俊子 氏	58
H28. 12. 15（木） 13：30～15：30	市役所 6 階 大会議室	インターネットの落とし穴	（一社）EC ネットワーク 原田 由里 氏	50



平成 28 年度
第 1 回消費者講座

食品表示の上手な見方

～期限表示ってなあに？～

皆さんの暮らしに役立つ情報をお届けする
「消費者講座」。

スーパーやコンビニで商品を購入するとき、
食品の期限表示が気になりませんか。

食品表示の正しい情報提供を受け、
賢い消費者になりましょう！



日 時：平成 28 年 6 月 23 日（木） 13：30～15：30

場 所：赤坂ふれあいセンター 大会議室

（ボンベルタ成田店アネックス館 B 棟 2 階）

講 師：NACS 消費者教育委員会 消費生活コンサルタント

さいとう としこ
齊藤 俊子 氏

定 員：50 名（先着順）

参 加 費：無料

講演内容：食品表示の目的

いろいろな食品の表示

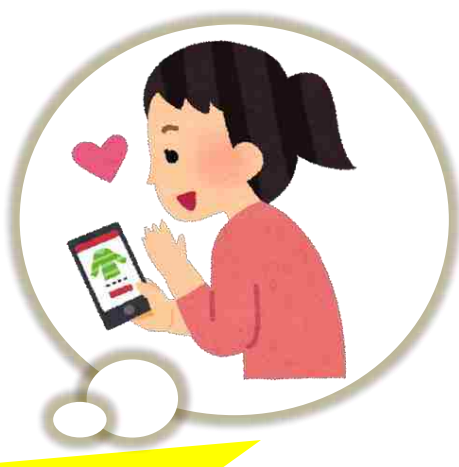
栄養表示 など

申 込：成田市役所商工課 ☎ 20-1622



© 成田市 2009

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用いただきますようお願いいたします。



平成 28 年度 第2回消費者講座

「インターネットの落とし穴」

皆さんの暮らしに役立つ情報をお届けする「消費者講座」。
若者から高齢者までさまざまな被害の絶えないインターネットをめぐる消費者
トラブルについて、最新の情報を学びましょう！

日 時：平成 28 年 12 月 15 日(木)
13:30～15:30

場 所：成田市役所 6 階 大会議室

講 師：(一社)EC ネットワーク 原田 由里 氏

定 員：50 名(先着順)

参 加 費：無料

講演内容：スマホや SNS を使うときの注意点
正しい情報を見分けるには
ネット通販を安全に利用する など

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用
いただきますようお願いいたします。

申込  **成田市役所 商工課** ☎ **20-1622**

6. 計量器適正化推進事業

消費者保護の立場から、計量法に基づき取引・証明に使用されている計量器（はかり）を対象に適正計量器を確保し、取引証明上の計量の安全を図り、計量の面から住民の福祉に貢献することを目的として、千葉県計量検定所に市が協力し、2年に1回計量器定期検査（当市は偶数年度）を実施しています。

特定計量器定期検査（平成28年度実績）

ア. 集合場所検査

（受検者が計量器を検査会場に持参して行う検査）

検査 日程	検 査 場 所	検査 戸数	検 査 個 数		不 合 格 数		免除個数
			はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり	はかり
7/12	成田市農業協同組合 経済センター	17	43	49	0	0	0
7/13	大栄支所	29	108	10	0	0	0
7/14	下総支所	23	35	9	0	0	0
7/15	三里塚コミュニティ センター	31	66	64	0	0	0
7/19	公設卸売市場	48	80	24	0	0	0
7/20	保健福祉館	45	84	19	0	0	0
7/21	成田市役所	37	73	32	0	0	0
7/22	成田市役所	40	58	32	0	0	1
小 計		270	547	239	0	0	1
合 計		270	786		0		1

イ．所在場所検査

(計量器の数が多い場合、あるいは土地建物に取り付けられ運搬が困難な場合に設置場所で行う検査)

検査日程	検査戸数	検査個数		不合格数	
		はかり	分銅・おもり	はかり	分銅・おもり
8/22	3	76	0	1	0
8/25	2	31	0	0	0
9/30	2	113	5	0	0
10/7	3	37	0	0	0
10/11	2	2	0	0	0
10/14	3	4	9	0	0
10/17	2	15	0	0	0
10/18	1	2	0	0	0
小 計	18	280	14	1	0
合 計	18	294		1	

ウ．計量士巡回検査

(計量器定期検査に代わり、計量士が巡回して行う検査)

	検査戸数	検査台数
代検査該当分 (大型はかり・大型店を除く)	50	134
うち新規申込分	2	4

7. 製品安全 4 法等による立入検査

消費者行政に関する消費生活用製品安全法（特定製品に対する PSC マーク等の有無と表示状況）、家庭用品品質表示法（品質に関する表示の有無と表示状況）、電気用品安全法（電気用品販売店における認定品以外の電気用品販売の有無）、ガス事業法および液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（ガス用品の PSTG マーク・液化石油ガス用品の PSLPG マークの有無と表示状況）に基づく一般小売業者の立入検査を実施しました。

法 律	調 査 品 目	調査店舗数	違反件数
消費生活用製品安全法	乳幼児用ベッド、家庭用圧力なべ及び圧力がま、石油ストーブ、ライター、ガス瞬間湯沸器	4	0
家庭用品品質表示法	繊維製品（25 品目）、合成樹脂加工品（8 品目）、電気機械器具（17 品目）、雑貨工業品（25 品目）	6	0
電気用品安全法	コンセント、差込みプラグ、電気ストーブ、電気アイロン、電気掃除機、直流電源装置、延長コードセット、マルチタップ	5	0
ガス事業法	ガス瞬間湯沸器	1	0
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	カートリッジ式ガスこんろ	3	0

参 考 资 料

消費生活

No. 117

平成28年6月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



●電気通信事業法が改正されました!

～電気通信サービスの新たな消費者保護ルールが導入されます～

(平成28年5月21日施行)

●成田市消費生活センターにおける 平成27年度の相談概要



4月15日(金)に平成28年度消費生活モニターの委嘱状交付式を行いました。消費者と行政のパイプ役として、また地域の「かしこい消費者」のリーダーとして、市民の皆さんの消費生活を向上させるためのお手伝いをしていきます。

これまでに2回のモニター会議を開催したほか、「消費者講座」や千葉県主催の「消費者フォーラムin千葉」に参加しました。

モニター委嘱者(50音順・敬称略)

新井 和雄(玉造)	土屋 京子(南平台)
石川とみ子(吾妻)	半澤 令子(公津の杜)
大野 芳美(安西)	雲雀 義雄(公津の杜)
桐原 容子(飯田町)	藤野真里子(中台)
小松満紀子(加良部)	布施 宏治(玉造)
篠田 敏道(中台)	布施 正美(玉造)
杉本 道子(飯田町)	湯浅 忠恒(本城)
鈴木まさ江(大栄)	

平成28年5月21日施行

電気通信事業法が改正されました!

～電気通信サービスの新たな消費者保護ルールが導入されます～

電気通信事業法が改正され、固定・携帯電話の回線やインターネット接続サービスなどの電気通信事業サービスに、今回新たな消費者保護ルールが導入されることになりました。

① 契約前の説明義務

- ◆高齢者等に対して、特に配慮したわかりやすい説明を契約前に行うことが義務付けられます。(適合性の原則)
- ◆携帯電話サービスのいわゆる「2年縛り」契約等が自動更新される際に、利用者に事前通知することが義務付けられます

② 契約後の書面交付義務

- ◆契約が成立した後には遅滞なく、締結した契約内容についての書面を利用者に交付することが義務付けられます。

★契約書面の記載事項★

電気通信事業者の名称・連絡先、電気通信役務の内容(名称・種類・品質等)、料金その他の経費、割引の条件、契約変更・解約の連絡先・方法・条件等、契約特定事項(契約者番号)、料金支払いの時期・方法、サービス提供開始の予定時期、付随する有料オプションサービスの名称・料金・解約条件等、初期契約解除制度の詳細(適用される場合)、確認措置に関する事項(適用される場合)

*必ず契約書面をチェックし、内容を確認しましょう。なお、利用者が明示的な承諾をした場合は、電子メールやウェブサイト等により契約書面が電子公布されることもあります。

③ 初期契約解除制度の導入

- ◆一定の範囲の電気通信サービスの契約については、契約書面を受領した日から8日間は、相手の合意なく契約解除ができる制度です。(移動通信サービスで、サービスの提供開始日が契約書面の受領日より遅い場合は、その提供開始日を初日とする8日間)

①ハガキ等の書面を送付することによって、契約解除ができます。

②契約解除までに利用したサービスの利用料・工事代金・事務手数料は支払う必要があります。(法令で定められた上限額あり)

◆対象となる電気通信サービス ※表1参照

①固定通信と移動通信の訪問販売・電話勧誘販売の場合は、初期契約解除制度の対象。
移動通信の店頭販売は、不意打ち性が低いため確認措置の認定がある場合のみ、確認措置の対象。

②初期契約解除制度では、電気通信サービスと一緒に販売されたスマートフォンなどの端末の契約までは解除されません。しかし、端末まで解除できる「確認措置」が講じられ、総務大臣の認定を受けたサービスについては、初期契約解除制度に代えて「確認措置」が適用され、端末を含めて契約を解除することができる場合があります。それは以下の場合です。

- 電波の状況が不十分と判明した場合
- 法令等の順守状況が基準に達しなかったことが分かった場合。

*初期契約解除制度・確認措置のどちらが適用されるか、また、その場合の具体的な申し出方法等について、契約書面への記載が法律で義務付けられていますので、まずは契約書面を確認してください。

表1

移動通信	①MNOの携帯電話端末サービス NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクが提供する主に 携帯電話・スマホ向けのサービスのこと ②MNOの無線インターネット専用サービス NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、UQWimaxが提供する 主にルーター、タブレット向けのサービス ③MVNOの無線インターネット専用サービス 期間拘束付き MVNOが提供するルーター、タブレット向けのデータ通信専用サービスで、 期間途中で変更・解約すると基本料金を超える違約金が発生するもの。 ※「確認措置」の認定を受けたサービスは適用除外 ※プリペイド型は対象外
固定通信	①光回線によるインターネットサービス(回線のみ・光回線の卸売りを含む。) ②ケーブルテレビのインターネットサービス ③光回線・DSL回線向けのインターネット接続サービス (回線サービスと分離している場合。)

④電気通信事業者が代理店に対し指導等の措置を講じることが義務付けられます。



⑤事業者または代理店の継続勧誘行為や重要事項に関して事実ではないことを告げる行為等が禁止されます。

今回の改正で、事業者は説明・書面交付義務が課せられます。消費者は事業者が説明することをしっかり理解し、納得してから契約する責任が求められます。複雑な契約が多いため、カンタン・安い・お得…などという話に惑わされることなく、情報を集め、本当に必要なものを見極めましょう。

成田市消費生活センターにおける平成27年度の相談概要

平成27年度に消費生活センターに寄せられた相談件数は948件で、昨年度より32件(3.5%)増加し、ここ数年は微増傾向にあります。

相談内容別にみると、ここ数年、有料サイト(アダルトサイト・出会い系サイト等)に関する不当請求など、デジタルコンテンツ関連が常にトップで、メールやショートメッセージ等で全く身に覚えのない請求を受けたという相談が、世代を問わず寄せられています。また、これらの被害者に対して「解決する」「解約や個人情報の削除をする」といった名目で新たな契約をさせる二次被害も多くなっています(4位解約代行)。

また、光回線の卸売りが始まったことで、新たに参入した事業者が電話勧誘を行い、それによって契約した消費者からの相談も多くありました(2位インターネット通信サービス)。

平成27年度から、財産分野の被害の実態と、被害回復状況を把握するために、PIO-NET*1への救済金額の入力が始まり、成田市消費生活センターでの1年間の救済金額がわかるようになりました。



27年度の救済金額の合計は、約2,681万円(未然防止34%・回復66% *2)でした。内訳をみると、1件当たりの金額が大きいものは、訪問販売によるリフォーム契約や未成年者がインターネットゲームで高額決済をしたケース等がありました。また、1件当たりの金額は小さいですが、有料サイトからの不当請求は相談件数が多く、未然防止の合計金額の大半を占めています。

1度支払ったお金を取り戻すのは、容易なことではありません。少しでも「おかしいな」と思ったら、お金を払う前・契約する前にセンターにご相談ください。

*1 「全国消費生活情報ネットワークシステム」の略称

*2 相談することで、請求されていたが支払わずに済んだものを未然防止、支払済みだがクーリング・オフやあっせん交渉によって返金されたものを回復としています。

◆相談内容別

順位	おもな商品・役務	0	50	100	150	200	最多年齢層
1	アダルトサイト・出会い系サイト等(放送・コンテンツ)	222件					60歳代
2	プロバイダー・光回線(インターネット通信サービス)	52件					60歳代
3	賃貸アパート等(レンタル・リース・賃借)	44件					40・50歳代
4	コンサルタント会社や探偵による解約代行(役務その他)	34件					30・40歳代
5	多重債務(融資サービス)	34件					60歳代
6	住宅リフォーム・排水管工事(工事・建築・加工)	32件					60歳代
7	架空請求・不審な電話等(商品一般)	26件					30・50・70歳代
8	相談その他	26件					40歳代
9	中古自動車・コインパーキング等(車両・乗り物)	20件					30歳代
10	携帯電話・スマホ(移动通信サービス)	19件					60歳代

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●

消費生活

No. 118

平成28年9月30日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階

特集

- 暮らしの危険 こんな事故が起きている!
- 消費生活モニター活動報告

親子で学ぶ消費者移動教室を開催しました



色の三原色も
ゲームで学習



防災に必要な事
って何だろう?



磁石の不思議な
動きにびっくり!



たくさん学んで
夏休みの思い出が
出来ました

平成28年7月26日(火)に、小学生を対象とした「親子で学ぶ消費者移動教室」を開催し、東京都江東区にある「リスーピア(パナソニックセンター東京)」と「そなエリア東京(東京臨海広域防災公園)」へ行きました。生活の中にかくれた理数の不思議や防災に関する正しい知識・賢い行動について、親子で楽しく学ぶことができました。

くらしの危険 こんな

自転車でのレインウェアの使い方に注意

2015年6月に道路交通法が改正されたこともあり、雨の日に自転車で使用しやすいよう改良されたレインウェアなどが販売されています。

国民生活センターが自転車運転時にレインウェアを使用する人に対してアンケートを行ったところ、36%の人が使用中に危険を感じ、5%の人が実際にけがをしており、その原因は駆動部への巻き込みや、周りが見えないことであることがわかりました。



事例1

自転車でレインジャケットを着用して走行中、自動車にはねられた。フードの先端の数センチは透明になっているが、顔を横に向けてもフードは顔と一緒に動きにくいので、左右が確認しにくい。

事例2

自転車で登校中、ハンドルにぶら下げていた雨合羽を入れた袋が前輪にからまり転倒。一回転し、頭部からコンクリートの地面にたたきつけられ鼻骨を骨折した。

事故を防ぐために

- 使用する前に、レインウェアと駆動部が接触していないか確認しましょう。
- 風の強い日は使用しないようにしましょう。
- フードの調整装備を正しく使用しましょう。
- 収納袋の紐は短く束ねましょう。

家庭用電気マッサージ器による危害

体の疲れを癒すための「家庭用電気マッサージ器」ですが、全国の消費生活センターには、「マッサージ器を買って3日後に圧迫骨折した」「フットマッサージ器を使用したところ、太ももが内出血した」といった相談が寄せられています。体調を改善するつもりが悪化することもあり、特に高齢者には注意が必要です。



事例1

マッサージチェアを購入し、1日1、2回初期設定のまま使用したら腰が痛くなった。診察を受けたら骨がもろくなっているのにマッサージ器で背骨をこすったため、骨が割れているといわれ入院した。取扱説明書とは別の紙に「腰が痛い場合は気を付けてください」とあったが、購入時に何の注意事項もなかった。

事例2

インターネット通販で足の電気マッサージ器を購入した。使ってみたら揉む力が強く、きつく締めつけられ足が痛かったため、停止ボタンを押したがすぐに止まらず、しかもきつく締めつけられた状態で止まった。今も足がしびれたような状態だ。痛くて使えないので返品したい。

事故を防ぐために

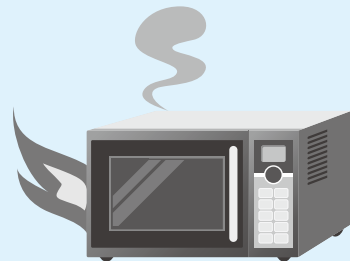
- 使用が禁止されている疾病があります。購入や使う前には販売店や医師に確認しましょう。
- 店舗などでの体験でも事故が発生しています。まず機器の操作方法を知りましょう。
- 身体に異常を感じた時は直ちに中止しましょう。

な事故が起こっています!

出典:国民生活センター発行「くらしの危険」No.331・330・329・325

電子レンジ庫内の発煙・発火

電子レンジは、一般家庭において日常的に使用されており、広く普及しています。一方、電子レンジ使用中の発煙や発火などに関する相談も少なくありません。



事例 1

陶器製コップに水を入れ、電子レンジで温めたところ、庫内の右側プレートから火花が出た。

事例 2

電子レンジでジャガイモを10分間加熱したらジャガイモが燃えた。レンジから煙が出たので火災警報器が鳴り、壁がすすで黒くなった。

事故を防ぐために

- こまめに庫内の手入れを行い、汚れた状態で使用しないようにしましょう。
- 取扱説明書をよく読み、食品を加熱しすぎないように注意しましょう。
- 万が一庫内で発煙・発火した場合は、動作を停止させて電源プラグを抜き、直ぐには扉を開けずに煙や火が収まるのを待ちましょう。あわてて扉を開くと酸素が急激に入るため、炎の勢いが増してさらに危険になる可能性があります。

洗濯用パック型液体洗剤に気を付けて

洗濯用パック型液体洗剤は、計量の必要がなく簡便という利点があるものの、フィルムが破れ、口や目に入るなどの事故情報が寄せられています。フィルムは水に溶けやすいため、子どもが握ったり遊んだりしているうちに破れてしまうケースが多く、特に3歳以下の乳幼児に被害が集中しています。また、何かの拍子で濡れたまま保管すると、洗剤同士がついてしまい、その後剥がそうとすると中身が出てしまうこともあるようです。



事例 1

パックタイプの液体洗剤を子どもが握ったら破裂し、目の中に入った。目の表面が洗剤で覆われてしまったので、急いで水で洗い流し治療を受けた。

事例 2

親が洗面所で洗濯中、別室にいた子どもが吐き、泣き出した。洗濯機の横60cmの高さにおいてあった洗剤をかじってしまった様子。すぐに吐き出させ口をゆすいだが、口が痛いと言う。

事故を防ぐために

- 洗剤は子どもの手の届かないところに保管しましょう。
- 洗剤は使った後は必ずふたを閉めて、決まった置き場にすぐ戻すように習慣づけましょう。
- 洗濯用パック型液体洗剤を漏らさないように気を付けましょう。

消費生活モニター活動報告



被害事例をロールプレイングで体験



食品表示に関する消費者講座に参加



正しいごみ分別に関する学習



リサイクルプラザの視察

4月に委嘱された今年度の消費生活モニター。毎月の会議では、消費生活に関する研修を行い、そこで得た知識を地域での活動などを通じて市民の皆さんに啓発をしています。

食品表示 見て下さい あなたを守る表示がある

平成28年度成田市消費生活モニター作

※お詫びと修正

消費生活No.117「成田市消費生活センターにおける平成27年度の相談概要」において、平成27年度の救済金額を「約2,681万円」と記載していましたが、正しくは「約2,802万円」となります。

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●

消費生活

No. 119

平成29年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



●衣類の「取扱い表示」が新しくなりました!

お知らせ

第2回消費者講座を開催しました

平成29年度消費生活モニターを募集します

何のマークかわかりますか?

今年度の消費生活モニターがこれまでの活動で学んだ知識をもとに、クイズを作成しました。みなさんは、次のマークが何のマークかわかりますか。考えてみましょう。

(答えは4ページをご確認ください。)

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



衣類の「取扱い表示」が新しくなりました!

皆さんは洗濯する際に、衣類についている「取扱い表示」の記号を確認していますか?この記号は日本工業規格(JIS)で規定されており、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程により、指定された繊維製品に、事業者などが洗濯などの「取扱い表示」として表示することになっています。しかし、海外との取引が一般的になり、変化に対応するために国際規格(ISO 3758)の表示記号に整合した日本工業規格(JIS L0001)が制定されたことに伴い、日本の国内規程である繊維製品品質表示規程が改正され、平成28年12月1日から施行されました。

新しい「取扱い表示」のポイント

①「基本記号」と「付加記号」や「数字」の組み合わせで構成されます。

◆5つの基本の記号

家庭洗濯	漂 白	乾 燥	アイロン	クリーニング

◆付加記号と数字

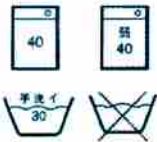
強 さ	温 度	禁 止
線なし 通常の強さ 弱い 非常に弱い 線が増えるほど作用は弱くなります。	〈 記 号 〉 タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(・)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。 〈 数 字 〉 数字は家庭洗濯での洗濯液の上限度度です。	 基本記号と組み合わせて、禁止を表します。

- ② 記号の種類が22種類から41種類に増えます。
- ③ 参考情報が簡単な言葉で付記される場合があります。(付記用語)
 例・「洗濯ネット使用」「裏返しにして洗う」「弱く絞る」「当て布使用」など
- ④ 表示は、取扱い方法の上限を表しています。

新しい「取扱い表示」の記号と意味

11月30日までの洗濯表示の記号

洗濯のしかた



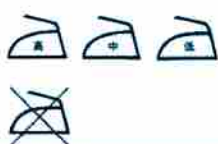
漂白のしかた



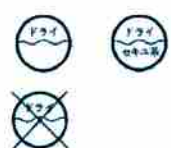
乾燥のしかた



アイロンのかけかた



クリーニングの種類



絞り方



12月1日からの洗濯表示の記号



洗濯のしかた



家庭洗濯（洗濯機洗い）ができる
記号の中の数字は洗濯液の上限温度を表す
「-」は「線なし」よりも弱く、
「=」はさらに弱い洗い方を表す



洗濯液の温度は40℃を
限度とした手洗いができる



家庭での洗濯は
できない

漂白のしかた



塩素系及び酸素系
漂白剤が使える



酸素系漂白剤
のみが使える



漂白剤は
使えない

乾燥のしかた

自然乾燥の記号



つり干し



ぬれ
つり干し



日陰の
つり干し



日陰のぬれ
つり干し



平干し



ぬれ
平干し



日陰の
平干し



日陰の
ぬれ平干し

タンブル乾燥の記号



家庭でタンブル乾燥ができる
点の数は乾燥温度を表す



タンブル
乾燥禁止

「..」はヒーターを「強」等に設定

「・」はヒーターを「弱」等に設定

ぬれ干しは脱水せず（絞らず）に干すことを表す

アイロンのかけかた



アイロンを掛けることができる
点の数はアイロンの底面温度の上限を表す
「...」は200℃（高温）まで
「..」は150℃（中温）まで
「・」は110℃（低温）まで



アイロン掛けは
できない

クリーニングの種類

ドライクリーニングの記号

ドライクリーニングができる



パークロロエチレン等の
溶剤を使用



石油系溶剤を使用



ドライクリーニング
はできない

ウエットクリーニングの記号

ウエットクリーニングができる



「-」は「線なし」よりも弱く、
「=」はさらに弱い洗い方を示す



ウエットクリーニング
はできない

絞り方

対応する記号なし



は新しい洗濯表示の記号は
なく、必要に応じて「弱く絞る」
等の付記用語で表示される



は自然乾燥の記号におけ
るぬれ干しの記号にその意味を
含んでいる

出典:「リーフレット」(消費者庁)

http://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/household_goods/laundry_symbols.html

「取扱い表示」やタグなどは洗濯や手入れの情報源です。正しく理解し、衣類の購入時には参考にし、正しく洗濯しましょう。

※新しい表示は平成28年12月1日以降に販売されるものに表示されるため、しばらくの間は新旧いずれかの表示のものとなります。

第2回 消費者講座を開催しました



12月15日(木)に一般社団法人ECネットワークの原田 由里氏を講師に招き、「インターネットの落とし穴」をテーマに講座を開催しました。インターネットトラブルの最新の傾向やスマートフォンアプリの特徴と注意点、インターネットに関する消費者トラブル事例などについて参加者は聞き入っていました。

平成29年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)や工場視察などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。



市内視察研修(清掃工場)の様子

募集人数 20名以内(選考あり)

申込期限 2月28日(火)

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。
申込書及び募集要項を希望される方は、商工課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/shoko/index.html>)または商工課(Tel:20-1622)までご連絡ください。

表紙の答え：①プラスチック製容器包装識別表示マーク ②PETボトル識別マーク ③紙製容器包装識別表示マーク ④飲料用スチール缶識別マーク
⑤飲料用アルミ缶識別マーク ⑥小型家電認定事業者マーク ⑦段ボールのリサイクル推進シンボルマーク
⑧ガラスびんリターナブルマーク ⑨モバイル・リサイクル・ネットワーク ⑩電池のリサイクルマーク

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(市役所2階) 23-1161 ●

消費生活

No. 120

平成29年3月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



- 都市ガスの小売自由化が始まります!
- 「気づき」と「見守り」が消費者トラブルを防ぎます

第44回消費生活展を開催しました!

1月21日(土)・22日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第44回消費生活展」を開催しました。

今回は「みんなの強みを活かして暮らそう!安全・安心な社会」をテーマに、消費者トラブル、環境、防犯、電気、住宅といった暮らしに役立つ情報を、来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。

いろいろな団体が出展しました



今年もうなりくんが遊びに来ました



お見事! クイズに正解しました



お母さんと一緒にクイズに挑戦

都市ガスの 小売自由化が 始まります!



2017年(平成29年)4月1日から都市ガスの小売自由化が始まります。

今までは各地域にガス供給を独占しているガス会社があり、消費者はそのガス会社と契約してガスを使用していました。自由化によって複数の業者が参入することで、ガス小売業者の選択肢や料金メニューの幅が広がるなど、サービスの向上が図られることとなります。正確な情報を収集し、契約内容をよく理解しましょう。また、便乗した勧誘にも気を付けましょう。

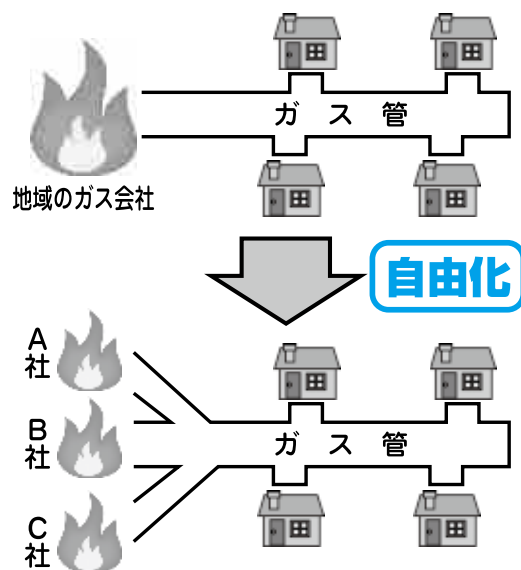
よくある質問

Q 現在の契約を解除し、新しい業者に乗り換える場合、解約金などは必要でしょうか?

A 今までの契約によっては、清算金や解約料等が発生する場合がありますので、契約書を確認し、現在のガス業者に問い合わせをしてください。

Q 新しい業者に変更するにはガス管工事等が必要になりますか。また、ガスメーターは交換するのでしょうか?

A 都市ガスが自由化されると、すべてのガス会社がこれまでに敷かれたガス管を共同利用できるようになるので、新たな工事は必要ありません。また、ガスメーターを交換する必要もありません。しかし、LPガスやオール電化からの切り替えは導管の敷設や入れ替え等が必要になる場合がありますのでご注意ください。



Q 訪問販売や電話勧誘販売で契約した場合について、クーリング・オフはできますか？

A 消費者が訪問販売や電話勧誘を受けて契約した場合は、書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフの対象となります。

Q ガス小売業者を見極める方法がありますか？

A まず、そのガス業者が、ガス事業法に基づき登録されている業者かどうか確認してください。登録を受けた業者は、資源エネルギー庁のホームページで確認できます。

Q マンション(持家)に住んでいますが新規参入の業者から都市ガスを買うことはできますか？

A 従来のガス事業者から都市ガスの供給を受けている場合は、新規参入の事業者からガスを買うことは可能ですが、マンション全体で一括して契約をしている場合もありますので、管理組合にご確認ください。



アドバイス1

ガスの小売全面自由化で新たな機器を購入する必要はありません。都市ガスの自由化に便乗し、ガス機器の販売等が現在も行われています。必要性を十分に検討して判断しましょう。



アドバイス2

大手ガス会社の名前をかたり、消費者の個人情報を取得するというようなトラブルの発生が考えられます。安易に情報を伝えず、よく確認しましょう。



アドバイス3

料金が安くなると思い新たな業者と契約したのに、思ったような結果にならなかったというようなトラブルが考えられます。ガス小売業者には契約締結前に内容を説明することが義務づけられていますので、内容についてしっかりと確認して納得してから契約するようにしましょう。

不明な点がありましたら以下に問い合わせてください。

電力・ガス取引監視委員会相談窓口 ☎03-3501-5725

関東経済産業局電力・ガス取引監視室 ☎048-600-0378

資源エネルギー庁HP(ガスの小売業者一覧について)

http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/retailers_list/#a02

「気づき」と「見守り」が消費者トラブルを防ぎます

近年、高齢者のトラブルは年々増加しており、「健康」「お金」「孤独」という高齢者の3つの大きな不安をきっかけとしたトラブルや被害が多くみられます。

家族や周囲の人が気づかないうちに、健康食品などを次々と購入させられ被害が拡大するケースも目立ちます。

こんな相談が
寄せられています



事例1

高齢の母宛てにたくさんの健康食品が届いていることが分かった。見本を送ってもらったことがきっかけとなり、電話勧誘を受け、代引きでお金を支払ったようだ。

事例2

介護担当者からの連絡で、認知症の父が仮想通貨を購入する契約をしていたことが分かった。自宅を訪れた事業者にしつこく勧誘されてその場で契約し、約30万円の現金を支払ったようだ。

★気づきと見守りのポイント★

トラブルや被害を防ぐためには、家族や周囲の人の協力が不可欠です。日ごろから家族やホームヘルパーなど、周囲の人が高齢者本人の様子に変化や不審な点がないか気をつけましょう。家族と同居していても、日中一人で留守番をしている高齢者がトラブルや被害に遭うことがあり、注意が必要です。

—「気づき」と「見守り」のためのチェックリスト—

居室・居宅のようす

- ☐ 不審な契約書、請求書などの書面や、宅配の不在通知などはないか
- ☐ 不審な健康食品やカニなどの海産物がないか
- ☐ 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか
- ☐ 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡が見られないか
- ☐ コンビニなどでプリペイドカードを大量に購入した形跡がないか
- ☐ 通信販売のカatalogやダイレクトメールなどが大量にないか
- ☐ 複数社から配達された新聞や景品類などがないか
- ☐ 不審な事業者が出入りしている形跡はないか

高齢者本人の言動や態度など

- ☐ 不審な電話のやり取りや、電話口で困っていないか
- ☐ 不審な請求画面が出るなど、インターネットの利用で困っていないか
- ☐ 生活費が不足するなど、お金の困っているようすはないか
- ☐ 預金通帳などに不審な出金の記録はないか



出典：2017年版『くらしの豆知識』（国民生活センター発行）より一部引用

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時／月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター（市役所2階） 23-1161 ●

広報なりた平成 28 年 4 月 1 日号



消費生活相談Q&A

電力の小売全面自由化スタート よく理解して契約を

Q 先日、知らない事業者から電話があり、「電力の自由化に伴い、当社と契約すれば電気代が安くなります」と言われました。信用しても大丈夫でしょうか。

A 「料金が安くなる」と勧誘された際には、どのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービスとのセットによる値引きになっていないか、契約期間が長期になっていないか、解約時に違約金が発生しないかなど、よく確認しましょう。



う。

4月1日より、電力の小売全面自由化が始まりました。これまでは、地域の電力会社から電気の供給を受けていましたが、今回の自由化により、さまざまな業種や業態の事業者から契約先を選択できます。これに便乗したトラブルに遭わないため、次のことに気を付けましょう。

- 小売電気事業者は登録制になっています。登録されている事業者かどうか、自分の居住地域が当該事業者の供給地域になっているか確認しましょう。登録小売電気事業者一覧は、資源エネルギー庁のホームページ(<http://www.enecho.meti.go.jp>)で確認できます
 - 電力の自由化を口実に、太陽光発電システムやプロパンガス、蓄電池などの勧誘が行われています。必要性をよく検討しましょう
 - 訪問販売または電話勧誘販売で小売電気事業者と契約を結んだ場合、8日以内であれば、クーリングオフが可能です
 - 慌てて契約する必要はありません。切り替え契約をしない場合は現在の電力会社から電気が供給されます
- 電力の小売全面自由化の制度や登録小売電気事業者などについての問い合わせは、資源エネルギー庁のコールセンター(☎0570-028-555、平日の午前9時～午後6時)、契約に関するトラブルなどの相談は、電力取引監視等委員会相談窓口(☎03-3501-5725、平日の午前9時30分～正午、午後1時～6時30分)へ電話してください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた平成 28 年 5 月 1 日号



消費生活相談Q&A

電気通信事業法が改正 契約解除制度の導入など

Q 電気通信事業法が改正されるというニュースを聞きました。今までとどう違い、わたしたちにどう関係するのでしょうか。

A 電気通信事業法が改正され、5月21日から施行されます。この法律は、固定・携帯電話の回線やインターネット接続サービスなど、電気通信事業サービスに適用されるものです。これまでは、「電話料金が高くなると言うので契約したが、話が違った」「電話で言われた通りにパソコンを操作したら、遠隔操作でプロバイダーを変更された」など、強引な電話勧誘や訪問販売によって契約させられたという相談が多くありました。しかし、電気通信事業の契約は、特定商取引法の適用外のためクーリングオフができませんでした。そこで、事業者の義務を課し、消費者を保護する制度が導入されることになりました。

主な改正内容は次の通りです。

- 契約前の説明義務
- 契約後の書面交付義務
- 初期契約解除制度の導入(固定通信契約や訪問販売・電話勧

誘による移動通信契約の場合は、契約書面を受け取ってから8日間、相手の合意なく契約を解除できる)

- 代理店に対する指導措置の導入
 - 継続勧誘行為・不実告知などの禁止
- 事業者には説明義務や書面交付義務が課されることで、消費者には、説明や書面の内容をしっかりと理解し、納得して契約する責任が求められます。「簡単」「お得」などの言葉に安易に乗らず、必要かどうかを見極めましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成 28 年 6 月 1 日号



消費生活相談Q&A

メールマガジンの広告 甘い誘いに気を付けて

Q スマートフォンのメールマガジンの広告に、「数分操作するだけで、誰でも月に何百万円も簡単にもうかる」という情報があり、魅力を感じて入会金30万円を支払いました。その後、もうけるための情報が配信され、さらに20万円の投資が必要とのことでした。信用しても大丈夫でしょうか。

A このような情報にアクセスすると、いかに簡単に稼ぐことができるか、いかに成功したかなど、消費者の心をあおる内容が掲載されています。契約すると、「塾」または「スクール」と呼ばれるものに入会することになり、もうけるためのノウハウなどが配信されるようですが、決して簡単にもうかることはなく、結局お金を失うことになります。簡単にもうかるうまい話はありません。十分注意しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成 28 年 7 月 1 日号



消費生活相談Q&A

通信販売のお試し価格にご注意

Q インターネット上で「お試し価格500円」という広告を見て、健康食品を購入しました。1回分だけ購入したと思っていたら、翌月にも同じ商品が届き4,000円を請求されました。サイトをよく見ると小さな文字で「お試し価格は4回以上の定期購入が条件。次回配送分から4,000円」と記載がありました。定期購入を申し込んだ覚えはないので、返品・解約できますか。

A 通信販売にはクーリングオフ制度はありません。通信販売で商品を購入した場合、返品・解約できるかどうかは、販売会社が定めた「返品特約」に従うことになります。返品についての表示が無い場合は、商品を受け取った日から8日以内に、消費者が送料を負担して返品することができます。

トラブルの多くは、商品を1回だけ購入したつもりだったのに、定期的に商品が届き定期購入契約をしたことに気付くとい

うものです。

広告には「お試し価格」や「値引き」部分の説明が強調されていることが多く、「定期購入」や「継続契約」といった詳細な契約内容まで確認しないまま注文してしまい、トラブルになるケースが見受けられます。注文する前に契約内容、返品特約を必ず確認してください。

通信販売でトラブルに遭わないための注意点

- 業者の住所・連絡先を確認する
- 返品特約を確認する
- 購入代金の他に送料や手数料も確認する
- 商品の引き渡し時期を確認する
- お届け回数(定期購入かどうか)を確認する
- 支払方法を確認する。前払いの場合は特に、信頼できる店舗かどうか確認する
- 広告を保管する

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

電子マネーの番号を利用した サイト料金の請求にご注意

Q スマートフォンで無料動画を見ようとしたらアダルトサイトに入り、会員登録されてしまいました。電話で「間違えて登録したので取り消してほしい」と伝え、「すでに登録されているので登録料金10万円は支払ってもらおう。コンビニエンスストアで電子マネーのギフト券を購入し、カードに記載された番号をこちらに連絡するように」と言われました。どうしたらいいでしょうか。

A 詐欺の可能性があるので、請求に納得できない場合は支払わずに様子を見ましょう。電子マネーのギフト券は、カードそのものがなくてもカード番号だけで、インターネット取引の支払いに利用できます。こうした利便性の高さから、利用者が増えていますが悪用され、架空請求などの支払い手段に使われることもあります。他人から電子マネーのギフト券を購入し、番号を教えてと言われても絶対に応じないようにしましょう。万が一、番号を教えた場合は、すぐにその番号の利用状況を確認しましょう。すでに相手が登録済みの場合は、電子



マネーの価値を利用したと思われる取り戻すことは困難ですが、まず警察と電子マネー発行会社に連絡をしましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

テレビショッピング 注文前に契約条件の確認を

Q テレビショッピングで、芸能人が「とてもおいしい」と言っていた液体調味料6本セットを注文しました。商品が届いて使ったところ、おいしくありませんでした。2カ月が過ぎて、未開封分だけでも返品したいと思い、連絡しましたが、返品条件に該当しないということで断られました。仕方がないのでしょいか。

A テレビショッピングなどの通信販売には、クーリングオフ制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合は、それに従うことになります。送られた商品に「運送時の毀損・破損・商品違い以外のお客様都合による返品はできない」「不都合があれば商品到着後3日以内に連絡するように」などの記載があると、返品条件に該当していないので、返品できません。食品の場合は、期待していた味ではなかったとしても、それだけの理由で返品することは難しい場合が多いようです。また、



食品に限らず、セット販売の場合、未開封のものがあっても1セットで考えるため、未開封分だけ返品というのは難しいようです。

テレビショッピングでは、表示時間が短く、分かりにくいことがあります。芸能人の感想やテレビ映像の印象にとらわれず、契約条件などをよく確認しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた平成 28 年 10 月 1 日号



消費生活相談Q&A

安さで誘う脱毛エステにご注意を

Q スマートフォンでインターネットを見ていたら、月額 3,980円で脱毛できるという広告に引かれ、脱毛エステに行きました。店員から、別のコースの方が期間も短くきれいになると勧められ、結局12カ月間通う35万円のコースを分割払いで契約しました。後から考えると、高額で支払うことができません。解約できるでしょうか。

A 契約書を受け取ってから8日以内であれば無条件でクーリング・オフできます。その場合、契約書の裏面に手続きの記載例が表記してありますので、はがきに必要事項を書いて簡易書留などで事業者・信販会社に送ってください。脱毛エステなどの広告では、「お試しは無料」などと提示していても、実際には高額の契約となる場合があるようです。「今日だけ特別」や「キャンペーン中」などと勧められてもすぐに契約せず、よく考えてから契約しましょう。また、「クーリング・オフのはがきの書き方が分からない」「クーリング・オフの期間を過ぎてしまった」など、困ったことや不明な点は消費生活センターに問い合わせてください。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成 28 年 11 月 1 日号



消費生活相談Q&A

荷受代行や荷物転送のアルバイトにご注意を

Q 会員制交流サイト(SNS)で知り合った人から「送られてきた荷物を指定された住所に転送するだけで、1件3,000円もらえる」というアルバイトを紹介してもらいました。アルバイトをするには運転免許証を写真に撮り、電話番号と一緒に送るようにと言われました。信用してよいでしょうか。

A インターネット上で紹介された「荷受代行」や「荷物転送」のアルバイトを行う際に提供した運転免許証などの個人情報を使用され、知らないうちに携帯電話が契約されていたという相談が増えています。不正に契約された携帯電話は、犯罪に使用される場合があります。数千円の報酬を得ようと始めたことが、結果的には、自己名義の契約を解約するための解約金や携帯電話の端末代金として数万円を支払わなければならないこととなります。また、場合によっては、使用料などが請求されることもあります。個人情報を安易に教えて被害に遭うことがないように、十分注意しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



広報なりた平成 28 年 12 月 1 日号



消費生活相談Q&A

コインパーキングの利用条件にご注意を

Q 「1日最大900円」と表示されているコインパーキングに、3日間駐車しました。料金は2,700円と思っていたのに、1万円以上請求されました。おかしいと思いましたが、出庫できないので、仕方なく支払いました。管理者に問い合わせして、返金してもらえるでしょうか。

A 利用者は「1日900円だから、3日間駐車すると3倍にした金額になる」と考えることが多いようですが、看板には「1日最大〇〇円」と共に「1日限り」「1時間当たり△△円」という表示がある場合がほとんどです。この場合、「1日最大〇〇円」は駐車後1日間のみ適用される料金であって、1日を過ぎると「1時間当たり△△円」という料金体系が適用され、表示された料金を支払うことになります。このように「1日最大〇〇円」「24時間最大〇〇円」などと表示されたコインパーキングに数日間駐車したら、想定以上の料金を請求されたという事例が多くあります。コインパーキングによって利用条件が違いますの

で、料金表示はしっかり確認しておきましょう。また、年末年始や周辺でのイベント開催などさまざまな要因で料金や利用条件が変わることもあるので注意しましょう。



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

広報なりた平成 29 年 1 月 1 日号



消費生活相談Q&A

引っ越しサービス トラブルにご注意

Q 3月に引っ越すことが決まったので、引っ越し事業者に依頼しようと思っています。どのようなことに注意して事業者を選べばよいのでしょうか。

A 例年引っ越しが集中する時季です。しっかり計画を立て、早めに準備を進めていくことが大切です。事業者を選ぶ際は、次のことに気を付けましょう。

- 事業許可番号の確認を
国の許可を受けた運送業者が、国が定めた「標準引越運送約款」に基づくルールにより行います。見積書などに記載されている「事業許可番号」を確認しましょう。
- 契約は信頼できる事業者と
電話やインターネットの見積もりではなく、荷物の下見をした上で複数の事業者に見積もりを出してもらい、金額だけではなく実際に顔を合わせて、対応やサービスの内容で信頼できる事業者と契約しましょう。
- 荷物のチェックを忘れずに
退去する部屋や運送車両の中に、残っている荷物がいないが、

家具や床に傷が付いてないか、荷物の個数や状態をその場で確認しましょう。「標準引越運送約款」では、荷物の紛失や破損についての事業者の責任は、荷物を引き渡した日から3カ月以内となっています。それを過ぎると責任は消滅するので注意しましょう。

トラブルにならないよう、何かあったらすぐ事業者に連絡しましょう。



※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

電子マネー機能付きICカードの紛失にご注意を

Q 通勤に電車を利用していますが、5,000円をチャージした無記名の電車のICカードを紛失してしまいました。その時の領収書はありますが、返金または再交付をしてもらえるのでしょうか。

A 速やかに、発行事業者に届けてください。ただし、無記名のICカードは再交付できず、返金もされません。拾った人がそのまま使用してしまう場合もあり、カードが戻ってくる可能性は低いようです。記名したカードであれば、紛失しても使用停止にした時点のチャージ残高が保証されます。また、カードは手数料がかかる場合もありますが、再交付することができます。カードを購入したら、記名の手続きをしましょう。そのほか、定期券が付いているICカードを紛失したときは、再交付できます。定期券部分の保証もあるので速やかに発行事業者へ届けてください。カードを紛失しないよう、十分に注意しましょう。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。



消費生活相談Q&A

賃貸アパート退去料の請求に気を付けて

Q 4年間住んでいた賃貸アパートを退去することになりました。家主から壁紙や畳の張り替え代金として高額な退去料を請求されましたが、支払わないといけませんか。

A 家主から請求された退去料を全て支払わなければならないかどうかは、状況によって異なります。故意や過失で部屋のフローリングや畳に傷をつけたり、喫煙で壁紙が黄ばんだりしたときなどは、責任を負う必要があり、原状回復のための補修費用などを支払うことになります。

しかし、壁紙の退色、フローリングや畳の経年劣化、家具を置いたための畳のへこみなどは、原状回復の義務はありません。請求内容に納得ができない場合は、家主から原状回復のための工事費用の明細書をもらって、よく話し合ってみましょう。

また、入居するときは、後でトラブルにならないよう家主に立ち会ってもらい、部屋の壁・床などに汚れや傷がないか確認しましょう。汚れや傷がある場合は、写真を撮っておくと良いでしょう。

賃貸住宅の原状回復については、国土交通省のホームページ



『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン』に掲載されています。

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

○成田市消費生活モニター設置規則

昭和 56 年 11 月 4 日

規則第 46 号

(設置)

第 1 条 本市は、消費行政を推進するに当たり、消費者の実態及び意見、要望等を把握するため、成田市消費生活モニター（以下「モニター」という。）を置く。

(職務)

第 2 条 モニターは、消費生活に関して、次の職務を行うものとする。

- (1) 市が行うアンケート調査に協力すること。
- (2) 市民の意見、要望等を随時市に報告すること。
- (3) 情報を提供すること。
- (4) 各種研修会等に出席すること。

(定数)

第 3 条 モニターの定数は、20 人以内とし、その内訳は、次のとおりとする。

- (1) 一般公募による者 12 人以内
- (2) 市長の推選による者 8 人以内

(任期)

第 4 条 モニターの任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 モニターが欠けた場合の補欠モニターの任期は、前任者の残任期間とする。

(資格)

第 5 条 モニターになることができる者は、本市に住所を有する 20 歳以上の消費者とする。

(申込み)

第 6 条 一般公募によるモニターになろうとする者は、消費生活モニター申込書（別記様式）により、市長に申し込まなければならない。

(委嘱)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みのあった者のうちから次の各号に掲げる事項に留意し、モニターを委嘱するものとする。

- (1) 年齢、世帯主の職業及び居住地域の偏重を避けること。
- (2) 消費生活に対し関心が深いと認められること。

(周知等)

第8条 市長は、モニターを委嘱したときは、モニターの氏名及び住所等を市民に周知させるものとする。

(服務)

第9条 モニターは、職務の遂行に際して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その者がモニターでなくなった後も同様とする。

2 モニターは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

3 モニターは、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(解職)

第10条 市長は、モニターが次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、解職することができる。

(1) モニターが、他の市町村に転出したとき。

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(3) 業務を怠り、又は前条の規定に違反したとき。

(4) その他、モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

(必要な措置)

第11条 市長は、モニターから報告された情報、意見等を検討し、必要があると認めるときは、必要な措置をとるものとする。

(庶務)

第12条 モニターに関する庶務は、消費対策主管課において処理する。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 成田市消費生活モニター設置要綱（昭和49年告示第26号）に基づいてなされた申込み、委嘱その他の行為は、それぞれこの規則に基づいてなされたものとみなす。

附 則（平成5年12月22日規則第51号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 法第10条第2項に規定する機関としてセンターを設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
成田市消費生活センター	成田市花崎町760番地

(開所時間)

第3条 センターの開所時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(休所日)

第4条 センターの休所日は、成田市の休日に関する条例（平成元年条例第46号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(職員)

第5条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員)

第6条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格したものとみなされた者を含む。）を消費生活相談員（以下「相談員」という。）として置く。

(相談員の人材及び処遇の確保)

第7条 市長は、相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、当該相談員が適任であると認められるときは、再任することができる。

2 市長は、相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第8条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第9条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得た情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成田市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年条例第17号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 センターを利用できる者は、本市に住所を有し、又は勤務し、若しくは通学する者とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(身分)

第3条 相談員の身分は、非常勤の特別職とする。

(定数及び任期)

第4条 相談員の定数は、5人以内とする。

2 相談員の任期は、1年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の相談員の任期は、前任者の残任期間とする。

(勤務日等)

第5条 相談員の勤務日数は、4週間を超えない期間につき1週間当たり3日以内とし、勤務時間は、1日につき6時間30分以内とする。

2 前項の勤務日数及び勤務時間の割振りは、市長が別に定める。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

平成 28 年度消費者行政の概要

発 行：成田市

編 集：経済部商工課

〒286－8585

成田市花崎町 760 番地

TEL 0476-20-1622

発 行 日：2017.09

登録番号：成商工 17-021